

所 属 所 長 様

岡山県市町村職員共済組合
理 事 長 大 舌 勲
(公印省略)

令和 8 年度における掛金・負担金率及び事業内容の主な変更について

標記について、令和 8 年 3 月 1 0 日開催の組合会において令和 8 年度事業計画及び予算（案）が承認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、短期給付、介護保険、子ども・子育て支援、福祉事業及び長期給付関係の掛金・負担金率等については、令和 8 年 2 月 3 日付け事務連絡の内容から変更ありません。

記

1 令和 8 年度から変更となる財源率等

掛金・負担金率の一覧については、別紙 をご参照ください。

(単位：%)

		令和 7 年度	令和 8 年度
短期掛金・負担金率		50.0	48.5
子ども・子育て支援 掛金・負担金率		-	1.15 (新設)
育児・介護休業手当金、 育児休業支援、育児時短勤務手当金 に係る公的負担金		0.87	0.82
調整負担金率		0.1	0.05
基礎年金拠出金公的負担金率		41.5	39.9
公務等障害・遺族年金負担金率		0.0939	0.0869
事務費 負担金	短期組合員等以外の組合員	889円/月	1,032円/月
	短期組合員等(※1)	415円/月	480円/月
任意継続組合員に係る 標準報酬月額の上限		380,000円	410,000円

(※1) 短期組合員、後期高齢者等短期組合員、船員短期組合員。

2 追加費用率

令和 8 年度の追加費用標準率は 7.8% となり、厚生年金保険分 (6.7%) と経過的長期分 (1.1%) でそれぞれ算定することとなります。

また、標準率以外の追加費用率となる所属所は次のとおりです。

(単位：%)

標準率	7.8 (厚生年金6.7、経過的長期1.1)
標準率以外の所属所の率	
岡山市	9.9 (厚生年金8.4、経過的長期1.5)
倉敷市	8.7 (厚生年金7.4、経過的長期1.3)
津山市	8.3 (厚生年金7.1、経過的長期1.2)
玉野市	9.2 (厚生年金7.9、経過的長期1.3)
笠岡市	8.3 (厚生年金7.1、経過的長期1.2)
備南水道	8.4 (厚生年金7.2、経過的長期1.2)

- ※ () は、厚生年金保険分と経過的長期分の内訳です。
- ※ 4月1日における標準報酬月額が、費用の算定基礎となります。
- ※ 短期組合員等は徴収対象外となります。

3 恩給組合条例給付の費用負担

令和7年度請求額と同額程度となる見込みです。

※ 短期組合員等は徴収対象外となります。

4 特定健診等の負担金

組合員1人当たり、年額186円です。

5 保健事業

- (1) 令和8年1月23日付け岡共福第1号でお知らせしましたとおり、「組合員人間ドック」の受診対象年齢を30歳以上に変更します。(ただし、30歳～34歳はシンプルコースのみ。オプション検査はすべて選択可能。)これに伴い、「35歳未満の子宮がん検診」の対象年齢を30歳未満に引き下げ、「30歳未満の子宮がん検診」とします。
- (2) 「第3期データヘルス計画」に基づく事業として、40歳未満の組合員を対象に、健診結果に基づいた保健指導を実施します。
- (3) 令和8年10月1日からサン・ピーチOKAYAMAの宿泊料が改定されることに伴い、組合員の宿泊助成金額を4,000円から5,000円に引き上げます。

6 宿泊事業

サン・ピーチOKAYAMAの宿泊料、会議室・宴会場使用料を令和8年10月1日から引き上げます。

7 貯金事業

積立貯金利率は、令和8年度も年0.9% (半年複利) です。

9 貸付事業

貸付金利率は、前年度と同じ年1.26% (普通・住宅・特別貸付) です。

ただし、貸付金利率は毎年10月に改定される退職等年金給付の基準利率に応じて変動します。

総務課

担当：石田・吉野

TEL：086-225-7812

(単位:‰)

種別・年齢		短期							福祉		厚生年金保険料		基礎年金 拠出金	退職等年金給付		公務等障害・ 遺族年金	事務費負担金 (月額・組合員 一人あたり) ※4	子ども・子育て 拠出金
		負担金 ※1	掛金	調整 負担金	介護 負担金 ※2	介護 掛金 ※2	子ども・ 子育て支援 負担金 ※3	子ども・ 子育て支援 掛金 ※3	負担金	掛金	負担金	組合員 保険料	公的 負担金	負担金	掛金	負担金		
70歳未満組合員	一般職 特別職 市町村長組合員 特定消防組合員	49.32 (0.82)	48.5	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	91.5	91.5	39.9	7.5	7.5	0.0869	1,032	—
	労組専従者	49.32 (0.82)	48.5	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	91.5	91.5	39.9	7.5	7.5	—	1,032	3.6
	在職派遣	49.32 (0.82)	48.5	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	91.5	91.5	39.9	7.5	7.5	0.0869	1,032	3.6
	地方独立行政 法人職員	48.5	48.5	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	91.5	91.5	39.9	7.5	7.5	0.0869	1,032	3.6
	短期組合員	49.32 (0.82)	48.5	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	—	—	—	—	—	—	480	—
	船員短期組合員	51.06 (0.82)	46.76	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	—	—	—	—	—	—	480	—
	船員一般組合員	51.06 (0.82)	46.76	0.05	8.10	8.10	1.15	1.15	2.00	2.00	91.5	91.5	39.9	7.5	7.5	0.0869	1,032	—
75歳未満以上組合員	70歳以上75歳未満 一般組合員	49.32 (0.82)	48.5	0.05	—	—	1.15	1.15	2.00	2.00	—	—	—	7.5	7.5	0.0869	1,032	—
	70歳以上75歳未満 短期組合員	49.32 (0.82)	48.5	0.05	—	—	1.15	1.15	2.00	2.00	—	—	—	—	—	—	480	—
75歳以上組合員	長期組合員 市町村長長期組合員	3.14 (0.82)	2.32 ※5	—	—	—	—	—	2.00	2.00	—	—	—	7.5	7.5	0.0869	1,032	—
	後期高齢者等 短期組合員	3.14 (0.82)	2.32 ※5	—	—	—	—	—	2.00	2.00	—	—	—	—	—	—	480	—
継続長期組合員		—	—	—	—	—	—	—	—	91.5	91.5	39.9	7.5	7.5	0.0869	1,032	3.6	
任意継続組合員		—	101.0 ※6	—	—	16.20	—	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
免除対象 (育児・産前産後休業)		免除 ※7	免除	×	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	×	免除	免除	×	×	免除

※1 短期負担金率は、育児・介護休業手当金に係る公的負担金率(0.82‰)を含みます。なお、地方独立行政法人職員は公的負担金の徴収対象外のため含まれません。

※2 40歳以上65歳未満の方のみ徴収対象です。

※3 75歳以上の組合員は、後期高齢者医療制度で徴収されるため対象外です。

※4 事務費負担金は、月の中で退職した場合でも徴収します。

※5 育児・介護休業手当金拠出金率(5.46‰)から公的負担金率(0.82‰)を除いたうえで折半したものです。

※6 任意継続組合員の短期掛金率は、福祉事業分の財源率(4.0‰)を含みます。

※7 公的負担金率(0.82‰)は免除対象外です。